

大阪商工会議所 平成23年度税制改正に関する要望フレーム ～成長志向型法人課税の構築を～

(★印：新規要望項目)

基本認識

- 企業は近年とみに立地に際して、グローバルな視点から法人税など公的負担重視の姿勢を強めており、事業所の海外流出や国内投資の減少を抑止し、国際競争力のある成長産業を育成するためには、税制面において世界水準並みの環境を整えることが急務。
- 一層増大する社会保障財源の確保などのため、将来的には消費税の引き上げは避けられないが、まずは中小企業の体力増進や「新成長戦略」により景気を本格的な回復軌道に乗せ、税の自然増収を確かなものにするとともに、行財政改革の徹底や社会保障制度改革などにより国民負担を最小限に抑制することが大前提。

I. 国際競争力のある 成長志向型法人課税の整備

1. 世界水準のビジネスインフラを志向した法人税改革
 - (1) 法人実効税率の引き下げ
 - (2) 欠損金の繰越控除期間の延長
 - (3) 償却資産に係る固定資産税の廃止
 - (4) 特別法人税の廃止★
2. 高い技術力に立脚した力強い成長を促進する税制
 - (1) 研究開発税制の拡充・延長★
 - (2) 設備投資減税の拡充
 - ①環境関連の設備投資減税の拡充・延長★、②中小企業向け設備投資促進税制の再編・強化と恒久化、③少額減価償却資産の損金算入特例の拡充・恒久化
 - (3) 海外市場開拓支援税制の創設
 - (4) 知的財産活用促進税制の創設★
3. 新たな環境税（地球温暖化対策税）の創設反対
4. 総合特区における税制支援措置の導入★

IV. 資本市場の活性化を通じた 力強い経済成長の実現

1. 株式譲渡益課税の軽減措置の拡充および中長期的な金融所得の一元化の実現
2. 配当課税の廃止
3. 不動産流通課税の見直し
4. 特定事業用資産の圧縮記帳制度の拡充・恒久化
5. 印紙税の廃止

II. 経済の基盤を支える 中堅・中小企業の活力増進

1. 中小法人の軽減税率の拡充
2. 中小法人の定義見直しと中堅法人区分の創設
3. 事業承継税制の拡充★
4. 欠損金の繰戻し還付制度の完全適用等
5. 同族会社の留保金課税の撤廃
6. ベンチャー企業支援
 - (1) エンジェル税制の拡充
 - (2) ベンチャー支援税制の創設
7. 被合併企業等の技術者雇用促進税制の創設★
8. 適格合併の適用要件の緩和

V. 立地競争力のある 地域経済の創造

1. 地方の活力強化と独自課税のあり方
2. 商業地等に係る固定資産税の軽減
3. 非営利活動の支援
 - (1) 公益法人（公益社団法人・公益財団法人）の活動支援
 - (2) 公益社団・公益財団法人以外の非営利法人の寄附金税制の拡充

III. 雇用の維持・拡大 に向けた環境整備

1. 新規採用の拡大支援
 - (1) 新規採用促進税制の創設★
 - 赤字法人でも活用可能な「法人版の給付付き税額控除制度（法人税の繰り戻し還付期間延長や社会保険料との相殺など）」の創設など
 - (2) マッチング支援税制の創設★
2. 雇用維持の支援
 - (1) 就業促進税制の創設
 - (2) 正規雇用促進税制の創設★
3. 人材力の強化
 - (1) 中小企業人材投資促進税制の抜本強化と恒久化★
 - (2) 技能伝承支援税制の創設
4. 雇用抑制税制の廃止
 - (1) 事業所税の廃止
 - (2) 外形標準課税の撤廃
5. 適格退職年金制度からの移行促進策の拡充等

大阪府・大阪市に対する要望

1. 固定資産税の負担水準の引き下げ
2. 法人事業税、法人住民税の超過課税の撤廃
3. 企業誘致促進税制の創設
 - (1) 既存企業の工場・事業所新增設に対する地方課税の減免措置の創設
 - (2) 長期進出企業に対する地方課税の減免措置の創設
 - (3) 新規進出企業に対する地方課税の減免措置の創設

要望項目数：全 44 項目、うち新規要望項目（★印）：11 項目

平成 23 年度税制改正に関する要望
～成長志向型法人課税の構築を～

大阪商工会議所

わが国経済は一部に持ち直しの動きが見られるものの、中小企業の業況や雇用情勢は依然低迷が続くなど、全体として厳しい状況から脱し切れていない。加えて、企業は近年とみに立地に際して、グローバルな視点から法人税など公的負担重視の姿勢を強めている。事業所の海外流出や国内投資の減少を抑止し、国際競争力のある成長産業を育成するためには、税制面において世界水準並みの環境を整えることが急務となっている。

同時に、わが国は危機的状況にある財政健全化への処方箋を急ぎ描かねばならない。一層増大する社会保障財源の確保などのため、将来的には消費税の引き上げは避けられないが、まずは中小企業の体力増進や「新成長戦略」により景気を本格的な回復軌道に乗せ、税の自然増収を確かなものにするとともに、行財政改革の徹底や社会保障制度改革などにより国民負担を最小限に抑制することが大前提と考える。

かかる観点から、平成 23 年度税制改正においては、以下の諸点について特段の配慮を払われるよう強く要望する。

記

(★印は新規要望)

I. 国際競争力のある成長志向型法人課税の整備

企業が国を選択する傾向が強まる中、諸外国では法人税負担の軽減による経済成長と税収増を実現しており、わが国においても法人実効税率の大幅な引き下げと切り切った投資減税を両輪とした「強い税制」の整備が喫緊の課題となっている。具体的には次の措置を講じられたい。

1. 世界水準のビジネスインフラを志向した法人税改革

(1) 法人実効税率の引き下げ

わが国の法人実効税率は国際的に見て高い水準となっており、立地競争力を著しく低下させている。アジアの中核拠点に相応しいビジネスインフラを整備し、企業の流出抑止や投資促進を図るため、法人実効税率をアジア諸国並みまで引き下げられたい。

(2) 欠損金の繰越控除期間の延長

諸外国と比べ不利となっている欠損金の繰越控除期間（現行：7年）を少なくとも10年に延長されたい。

(3) 償却資産に係る固定資産税の廃止

償却資産は事業所得を生み出すための費用としての性質を有しているうえ、事業所得に対しては法人事業税などが課されている。国際的にも稀な償却資産に係る固定資産税は廃止されたい。

(4) 特別法人税の廃止★

企業年金の積立金に対して課税を行う特別法人税（平成23年3月31日まで課税停止中）は、積み立て不足を招く可能性があるうえ、積立金に対する課税は諸外国でも例を見ず、速やかに撤廃されたい。

2. 高い技術力に立脚した力強い成長を促進する税制

(1) 研究開発税制の拡充・延長★

国際競争が激化する中、産業のイノベーションやフロンティア拡大こそがわが国発展の源であり、その担い手である企業の研究開発を国を挙げて後押しすることが肝要である。そのため、研究開発減税について、環境・エネルギーなど成長分野に対する控除率の大幅引き上げや資本金10億円以下の中堅法人に対する中小企業並みの控除率適用（現行：大企業8～10%、中小企業12%）、法人税額の特別控除措置（現行：控除限度額30%（本則20%）、適用期限：平成23年3月31日）の延長など、制度の拡充・延長を図られたい。

(2) 設備投資減税の拡充

①環境関連の設備投資減税の拡充・延長★

企業とりわけ中小企業におけるエネルギーの有効利用を一層促進するため、中小法人に対する税額控除割合の大幅な引き上げ（現行：7%）や即時償却措置の延長（適用期限：平成23年3月31日）など、エネルギー需給構造改革投資促進税制の拡充・延長を図られたい。また、資源生産性向上促進税制の即時償却措置（適用期限：平成23年3月31日）についても延長されたい。

②中小企業向け設備投資促進税制の再編・強化と恒久化

中堅・中小企業の経営基盤強化を図るため、中小企業等基盤強化税制（人材投資促進税制部分は分割し別制度として創設・拡充（後掲）。適用期限：平成23年3月31日）を中小企業投資促進税制（適用期限：平成24年3月31日）に統合するとともに、対象を中堅法人（資本金10億円以下）にも拡大し、中堅・中小法人に対する設備投資税制として抜本強化したうえで、制度を恒久化されたい。

③少額減価償却資産の損金算入特例の拡充・恒久化

中小法人が取得価額 30 万円未満の減価償却資産を取得した場合に即時償却できる少額減価償却資産の特例措置（適用期限：平成 24 年 3 月 31 日）について、対象範囲を少なくとも中堅法人（資本金 10 億円以下）まで拡大するとともに（現行：中小法人以外は 10 万円未満）、制度を恒久化されたい。

（3）海外市場開拓支援税制の創設

人口減少やグローバル経済が進展する中で、わが国企業が活力を維持するためには海外市場における販路拡大を図ることが重要である。そのため、少なくとも中堅法人（資本金 10 億円以下）を対象に海外市場開拓に要した費用の一定割合を税額控除する制度を創設されたい。

（4）知的財産活用促進税制の創設★

資源が乏しいわが国において、知的財産の創造と活用が一層重要となっている。そのため、自社開発特許に関する使用料収入や権利譲渡に係る課税の軽減措置、知的財産権の取得費の税額控除または特別償却措置の導入など、知的財産活用促進税制を創設されたい。

3. 新たな環境税（地球温暖化対策税）の創設反対

地球環境問題への対応として、わが国も環境負荷の軽減に向けて取り組んでいくことの重要性は理解するが、環境を名目として新たに税負担を求めることには反対である。とりわけ厳しい経済情勢下で価格転嫁が困難な中小企業の経営や雇用に大きな悪影響を与える可能性が高く、導入に強く反対する。

まずは環境対策予算の効果の検証と有効活用を図り、新たな環境税については、排出量取引制度、再生可能エネルギーの全量固定価格買取制度、既存の環境関連税制など、他の制度を含めた企業負担全体を十分見極めながら慎重に検討すべきである。

4. 総合特区における税制支援措置の導入★

世界的な企業の誘致競争が激化する中、国家戦略として強力なインセンティブを設け成長分野の産業集積を図る総合特区制度を精力的に推進すべきである。

その際、アジア諸国に負けない事業環境整備の鍵を握る税制措置について、法人所得課税・登録免許税・不動産取得税・固定資産税・事業所税の減免、設備投資・研究開発減税の上乗せ、地方交付税などによる地方減税分の補填など、思い切った措置を講じられたい。

II. 経済の基盤を支える中堅・中小企業の活力増進

地域経済の牽引役として雇用と富を生む中堅・中小企業の活力増進を図るため、軽減税率の引き下げなど、経営基盤を強化する次の措置を講じられたい。

1. 中小法人の軽減税率の拡充

中小企業の経営力強化を図るため、昭和 56 年度の改正以来据え置かれている軽減税率の適用所得金額（現行：800 万円以下）を引き上げるとともに、税率（現行：18%（適用期限：平成 23 年 3 月 31 日）、本則 22%）を引き下げられたい。

2. 中小法人の定義見直しと中堅法人区分の創設

平成 11 年度の中小企業基本法改正において、中小企業の定義が拡大されており、税法上の中小法人についても、「資本金 3 億円以下」（現行：資本金 1 億円以下）とされたい。他方、地域経済を支える中堅企業を強力にバックアップするため、新たに資本金 10 億円以下を対象とした「中堅法人」区分を創設し、中小法人に認められている、設備投資・研究開発・人材投資など企業の成長基盤を強化する税制支援措置の適用対象とされたい。

3. 事業承継税制の拡充★

中堅・中小企業経営者の高齢化が進展する中、円滑な事業承継が喫緊の課題となっている。そのため、事業承継税制の活用状況を検証するとともに、信託を利用した事業承継や親族外承継時（低額譲渡時）の贈与税を適用対象とするなど、制度を拡充されたい。

4. 欠損金の繰戻し還付制度の完全適用等

欠損金の繰戻し還付（資本金 1 億円以下の中小法人のみ適用）は凍結を完全に解除し、全ての企業に適用すべきであるが、少なくとも中堅法人（資本金 10 億円以下）を適用対象とされたい。また、繰戻し期間（現行：1 年）を 2 年に延長されたい。

5. 同族会社の留保金課税の撤廃

同族会社の留保金課税制度（資本金 1 億円以下の中小法人は適用対象外）は明らかな二重課税となっており、本来完全撤廃すべきであるが、少なくとも適用除外範囲を中堅法人（資本金 10 億円以下）まで拡大されたい。

6. ベンチャー企業支援

(1) エンジェル税制の拡充

ベンチャー企業の資金調達円滑化のため、個人投資家がベンチャー企業への投資により生じた譲渡損失については、別の株式投資で得た譲渡益だけではなく給与など他の所得との損益通算を認めるとともに、現行の損失繰越控除期間を 3 年から 5 年に延長されたい。

(2) ベンチャー支援税制の創設

ベンチャー企業は創業当初赤字であることが多く、設立後5年間は法人課税を免除されたい。また、その期間に発生した欠損金については、無期限の繰り越しを認められたい。

7. 被合併企業等の技術者雇用促進税制の創設★

企業の倒産・廃業などによる技術の散逸・喪失を防ぐため、中堅・中小法人（資本金10億円以下）が被合併企業や倒産・廃業企業の技術者を雇用した場合、一定期間について人件費の一定割合の税額控除および繰越控除を認められたい。また、法人税の繰り戻し還付期間の大幅延長（現行：1年）や社会保険料との相殺を認めるなど、赤字法人でも活用可能な「法人版の給付付き税額控除制度」の創設を検討されたい。

8. 適格合併の適用要件の緩和

経済活性化のためには、需要喚起を図る一方、供給サイドの調整も避けられない。その一環である企業の合併に伴う痛みを緩和するため、適格合併の適用要件を緩和し、欠損金の引き継ぎ対象企業を拡大されたい。

Ⅲ. 雇用の維持・拡大に向けた環境整備

赤字法人でも活用可能な「法人版の給付付き税額控除制度」の創設など、次の措置により雇用の7割を担う中堅・中小企業の新規採用や雇用維持を税制面から強力に支援されたい。

1. 新規採用の拡大支援

(1) 新規採用促進税制の創設★

雇用環境の改善と中堅・中小企業の経営基盤強化を図るため、新たに正社員を雇用し、一定期間以上継続雇用した場合、当該社員の人件費の一定割合の税額控除および繰越控除を認められたい。また、中堅・中小法人（資本金10億円以下）については、法人税の繰り戻し還付期間の大幅延長（現行：1年）や社会保険料との相殺を認めるなど、赤字法人でも活用可能な「法人版の給付付き税額控除制度」の創設を検討されたい。

(2) マッチング支援税制の創設★

就労機会拡大のため、企業と就業希望者とのマッチング機会の増大を図ることが不可欠である。そのため、トライアル雇用期間中の従業員の人件費や、中小企業が人材確保のために行う募集費用の一定割合の税額控除を認める、マッチング支援税制を創設されたい。また、中堅・中小法人（資本金10億円以下）については、前述の赤字法人でも活用可能な「法人版の給付付き税額控除制度」の創設を検討されたい。

2. 雇用維持の支援

(1) 就業促進税制の創設

少子高齢化が進む中で豊かで活力ある経済社会を構築するためには、子育てや介護による離職などを食い止め、就業との両立が図れる環境を整備する必要がある。そのため、事業所内託児施設等の割増償却制度について法人税額控除を認めるなど、制度の拡充・恒久化（適用期限：平成 23 年 3 月 31 日）を図られたい。同時に子供（12 歳まで）を持つ従業員の給与の一定割合を法人税から控除する制度や、個人が支出した介護費用を税額控除する制度を設けるなど、企業と個人双方の負担を軽減する包括的な就業促進税制を創設されたい。

(2) 正規雇用促進税制の創設★

多くの国民が安心や豊かさを実感できる経済社会を構築するため、就職氷河期に不本意な就職をした者、結婚・出産によって離職した者、フリーターやニートといった層に再就職や正規雇用の機会を与え、労働参加率や労働意欲の向上、格差固定の解消を図る必要がある。そのため、正規雇用の割合が一定以上の企業に対して、人件費の一定割合を税額控除する制度を創設されたい。また、中堅・中小法人（資本金 10 億円以下）については、前述の赤字法人でも活用可能な「法人版の給付付き税額控除制度」の創設を検討されたい。

3. 人材力の強化

(1) 中小企業人材投資促進税制の抜本強化と恒久化★

人口減少社会において経済が持続的に発展するためには、優れた技術・技能を身につけた人材を育成することが重要である。そのため、中小法人の人材投資促進税制（適用期限：平成 23 年 3 月 31 日）について、対象の拡大や、前述の赤字法人でも活用可能な「法人版の給付付き税額控除制度」の創設を検討するなど、制度を抜本強化したうえで恒久化されたい。

(2) 技能伝承支援税制の創設

わが国の高い技術力を支えた団塊世代が退職期を迎え、その技能を次世代に引き継ぐことが喫緊の課題となっている。企業の技術基盤を確かなものとするため、退職した技術者を指導者として再雇用した場合、給与の一定割合を法人税から控除する制度を創設されたい。

4. 雇用抑制税制の廃止

(1) 事業所税の廃止

都市部で事業を行う企業を対象に、従業員の給与や事業所面積に対して課税を行う事業所税は、都市部の雇用や事業環境を悪化させており、直ちに廃止されたい。

(2) 外形標準課税の撤廃

従業員の給与や資本金を課税対象とする外形標準課税は、企業の雇用や設備投資に対して抑制的に作用する。諸外国でも、雇用や国際競争上不利であることから、外形標準課税の廃止・見直しが進められており、早急に撤廃されたい。

5. 適格退職金年金制度からの移行促進策の拡充等

中小企業を中心に適格退職年金制度（平成 24 年 3 月末に廃止）から他の企業年金制度への移行が進んでいない実情に鑑み、早急に法整備を行い特定退職金共済制度の非課税移換の実現を図るなど、移行先の選択肢を拡大されたい。

また、倒産により契約主体が不在の場合など、適格退職年金に残らざるを得ない閉鎖型適格退職年金受給者に対する税制優遇措置の継続など、受給者の視点に立った企業年金制度の拡充を図られたい。

IV. 資本市場の活性化を通じた力強い経済成長の実現

持ち直しの動きが見えはじめた景気を後押しし、力強い経済成長を実現するため、証券税制、不動産税制の拡充など、次の措置により税制面から資本市場の活性化を図られたい。

1. 株式譲渡益課税の軽減措置の拡充および中長期的な金融所得の一元化の実現

経済の持続的な発展のためには、税制面での投資環境の整備が重要であり、中長期的には金融所得の一元化と損益通算の範囲の拡大を図る必要がある。

ただし、当面、株式市場の活性化・安定化を図るため、上場株式等の譲渡益課税（軽減税率 10%（本則 20%）、適用期限：平成 23 年 12 月 31 日）の軽減措置を拡充されたい。

2. 配当課税の廃止

税引き後利益から分配された株主配当に対し、さらに税負担を求める配当課税は明らかに二重課税であり、廃止されたい。また、特定株式等以外の株式等に係る受取配当の益金不算入制度についても、同様に 50%が二重課税となっており、100%益金不算入とされたい。

3. 不動産流通課税の見直し

不動産の流動化を促すため、取得時の大きな負担となっている不動産取得税の廃止や登録免許税の手数料化を図るなど、不動産流通課税を抜本的に見直されたい。

4. 特定事業用資産の圧縮記帳制度の拡充・恒久化

資産の有効活用と企業の事業再編を促すため、長期所有土地・建物等を事業用の土地・建物等買い換えた場合の圧縮記帳制度（17 号型）について、圧縮限度額を譲渡資産売却益の 100%（現行：80%）に引き上げたうえで恒久化されたい（適用期限：平成 23 年 12 月 31 日）。

5. 印紙税の廃止

手形・領収書・契約書などに課される印紙税は、商取引を行ううえで大きな負担となっている。他方、電子商取引などインターネット上で作成された契約書や領収書では非課税となっており、整合性を図るためにも、印紙税を廃止されたい。

V. 立地競争力のある地域経済の創造

活力溢れる地域経済を実現するため、国・地方を通じた税財政制度の見直しや固定資産税の軽減など、次の措置により地域の自助努力の促進や立地競争力の向上を図る税体系を整備されたい。

1. 地方の活力強化と独自課税のあり方

活力ある地方分権社会を構築するため、各自治体の行財政改革努力が報われ、自立的・効率的な政策運営が可能となるよう国庫補助負担金、税源移譲、地方交付税制度、地方債制度を総合的・一体的に見直されたい。見直しに際しては、地方自治体が実施する企業誘致に係る減税措置について、税目や業種、地域に関わらず、地方交付税措置を講じるなど、各地の取り組みを後押しするよう配慮されたい。

他方、地方行政の徹底した効率化を前提として、今後、地方自治体が課税自主権を活用し、自主財源の確保を図っていくことも必要であるが、その財源を安易に法人課税に頼ることがないよう十分留意されたい。

2. 商業地等に係る固定資産税の軽減

都市部における企業の固定資産税負担は大きくなっており、地域の産業競争力を低下させている。そのため、商業地等に係る固定資産税負担の軽減と、その簡素化を図られたい。

3. 非営利活動の支援

(1) 公益法人（公益社団法人・公益財団法人）の活動支援

民間による公的活動を支援する観点から、公益社団法人や公益財団法人の認定が過度に厳しくなることがないよう留意するとともに、公益法人活動に対する非課税範囲の拡大を図られたい。

(2) 公益社団・公益財団法人以外の非営利法人の寄附金税制の拡充

非営利法人の公的な活動を支えるためには、民間からの寄附を促すことが重要である。そのため、寄附金の損金算入範囲の拡大や税額控除措置の創設、対象法人の拡大など、公益性が高い非営利法人に対する寄附金税制の拡充を図られたい。

大阪府・大阪市に対する要望

1. 固定資産税の負担水準の引き下げ

大阪における固定資産税の負担水準は全国で最も高い水準にあり、当地に立地する企業に多大な保有コストを強いている。大阪における産業競争力を強化するためにも、負担水準を早急に 60%まで引き下げられたい。

2. 法人事業税・法人住民税の超過課税の撤廃

現在、大阪府では法人事業税および法人住民税に、大阪市では法人住民税に対して超過課税を適用しており、当地の産業競争力を弱めている。地域経済活性化のためには、地元企業が競争上不利とならないような税制の構築が不可欠であり、法人事業税および法人住民税の超過課税は早急に撤廃されたい。

3. 企業誘致促進税制の創設

(1) 既存企業の工場・事業所新增設に対する地方課税の減免措置の創設

地域経済の活力維持・増進のためには、既存企業の域外流出を食い止めるとともに当地での事業拡大を支援することが重要である。そのため、既存企業が工場や事業所を新增設した場合、不動産取得税を免除するとともに、固定資産税、事業所税を5年程度減免されたい。

(2) 長期進出企業に対する地方課税の減免措置の創設

大阪の発展に寄与してきた企業の活性化と新規進出企業の定着を図るため、一定期間以上、事業所を設置し続けた企業について、納税期間に応じて固定資産税、事業所税、法人事業税、法人住民税を軽減する措置を創設されたい。

(3) 新規進出企業に対する地方課税の減免措置の創設

地域経済活性化のためには、魅力的な事業環境を整備し、国内外から新たな企業を誘致することが重要である。そのため、新規進出企業の不動産取得税を免除するとともに、固定資産税、事業所税、法人事業税、法人住民税を5年程度減免されたい。

以上